



全ト協発第605号(環)
令和5年3月3日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、無車検運行防止対策の一環から、自動車に表示する検査標章の貼付位置を見直し、「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」が一部改正され、国土交通省自動車局自動車情報課長、整備課長の連名により、別添のとおり周知依頼がありました。

自動車検査標章の貼付位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう、改正となります(例外あり)。

つきましては、貴協会におかれましても、本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業者に対する周知徹底方をよろしくお願い申し上げます。

【添付】

- ・「検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について」
(国自情第313号の3、国自整第246号の3)
- ・「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について(概要)
- ・「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日自車第80号)の一部を改正する通達 新旧対照表
- ・検査標章の貼付位置の見直しについて Q A
- ・リーフレット「令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。」

【スケジュール】

公布：令和5年2月22日(水)

施行：令和5年7月3日(月)

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自情第313号の3
国自整第246号の3
令和5年2月22日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和5年2月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示位置を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示するよう、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- (1) 検査標章の表示位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう規定する。

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

- (2) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和5年2月22日（水）

施行：令和5年7月3日（月）

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
 改正 令和 5 年 2 月 22 日付け国自整第 245 号、国自情第 312 号

新		自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領
目次	(略)	目次 (略)	目次 (略)
第 1 章	(略)	第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章	(略)	第 2 章 (略)	第 2 章 (略)
第 3 章 自動車の検査 (事務関係)	3-1～3-2-8 (略)	第 3 章 自動車の検査 (事務関係)	3-1～3-2-8 (略)
3-3 (審査依頼)	3-3 (審査依頼)	3-3-1 申請書及び添付書類に不備 (手数料の納付が確認できないものを含む) がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書 (自動車検査票 (様式 1)、以下「検査票 1」という。) を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。	3-3-1 申請書及び添付書類に不備 (手数料の納付が確認できないものを含む) がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書 (自動車検査票 (様式 1)、以下「検査票 1」という。) を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。
3-3-1 申請書及び添付書類に不備 (手数料の納付が確認できないものを含む) がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書 (自動車検査票 (様式 1)、以下「検査票 1」という。) を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。	3-3-1 申請書及び添付書類に不備 (手数料の納付が確認できないものを含む) がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書 (自動車検査票 (様式 1)、以下「検査票 1」という。) を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。	3-3-1 申請書及び添付書類に不備 (手数料の納付が確認できないものを含む) がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書 (自動車検査票 (様式 1)、以下「検査票 1」という。) を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。	3-3-1 申請書及び添付書類に不備 (手数料の納付が確認できないものを含む) がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書 (自動車検査票 (様式 1)、以下「検査票 1」という。) を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。
3-3-2～3-4-16 (略)	3-3-2～3-4-16 (略)	3-3-2～3-4-16 (略)	3-3-2～3-4-16 (略)
3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。	3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。	3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。	3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで記録するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なものは小数点第 2 位に「0」を記録する。	(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで記録するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なものは小数点第 2 位に「0」を記録する。	(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで記録するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なものは小数点第 2 位に「0」を記録する。	(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで記録するものとする。
3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により記録するものとする。	3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により記録するものとする。	3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により記録するものとする。	3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により記録するものとする。
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 検査証の有効期間の満了する日の 1 月前の日 (道路運送車両法施行規則)			

5-1. ~36. (略)	比重又は定数 検査証 の有効期間 の伸長をした旨	比重 0. 75 <u>0</u> 総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	(略)	5-1. ~36. (略)	比重又は定数 自動車検査証 の有 効期間の伸長をし た旨	(略)	比重 0. 75 総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法(昭和26年法律 第185号)の特例に より、 検査証 の有効 期間の伸長をした指 定自家用貨物自動車				37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法(昭和26年法律 第185号)の特例に より、 自動車検査証 の有効期間の伸長を した指定自家用貨物 自動車			37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法(昭和26年法律 第185号)の特例に より、 自動車検査証 の有効期間の伸長を した指定自家用貨物 自動車	
39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるもの 及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに 適合している旨 定めるもの(幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるもの 及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに 適合している旨 (コンテナ型) (自動車運搬型) (焗型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるもの 及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに 適合している旨 (バン型) (タンク型) (幌柱型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (焗型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるもの 及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに 適合している旨 (バン型) (タンク型) (幌柱型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (焗型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるもの 及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに 適合している旨 (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるもの 及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに 適合している旨 (コンテナ型) (自動車運搬型) (焗型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)			
40. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるも の及び第 4 条表中 第 3 号で定めるも の(幅広貨物輸送 用セミトレーラを 除く。)	トラクタとセミトレー ^ラ の組み合わせによつ て(特殊車両通行許可 を受けられない旨 を除く。)	連結車の組み合 わせ	連結車の組み合 わせ	40. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書き の告示で定めるも の及び第 4 条表中 第 3 号で定めるも の(幅広貨物輸送 用セミトレーラを 除く。)	トラクタとセミトレー ^ラ の組み合 わせによっては、本 車両に指定された 最大積載量で特殊 車両通行許可を受 けることができな い場合があります。 (注) (略)	連結車の組み合 わせ	連結車の組み合 わせによっては、本 車両に指定された 最大積載量で特殊 車両通行許可を受 けることができな い場合があります。 (注) (略)	連結車の組み合 わせ
40. ~44. (略)	(略)	(略)	(略)	40. ~44. (略)	(略)	(略)	(略)	3-4-21~3-8-6 (略)

3-4-21~3-8-6 (略)

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式
別添1～別添3 (略)

附則 (令和5年2月22日国自整第245号、国自情第312号)
本改正規定は、通知の日から施行する。
ただし、3-9-1の規定にあつては、令和5年7月3日から施行す
る。

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式
別添1～別添3 (略)

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式
別添1～別添3 (略)

検査標章の貼付位置の見直しについて Q A

Q 1. なぜ、検査標章の貼付位置の見直しを行うのか

A 1. 従前より無車検運行防止対策につきましては様々な施策を講じてきているところであるが、さらなる無車検運行防止対策として、これまで前方から見やすい位置としていたものを、運転者席からも見やすい位置に貼付することにより、運転者が自動車検査証の有効期間を容易に確認できる状況を作ることで、車検の受け忘れ等を未然に防止することを目的とし今般の検査標章の見直しをするもの。

Q 2. 既に貼付している検査標章については、貼付位置の変更ができないことから次回車検以降の取扱いとしてほしい。

A 2. 既に貼付している検査標章の貼付位置を変更する必要はない。

本取扱いについては、施行日（令和5年7月3日）以降、新たに検査標章を貼付する際の取扱いとなる。

Q 3. 貼付位置を指定された位置に貼らなかった場合の罰則はあるのか。

A 3. 道路運送車両法第66条において、自動車には検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならないとされており、省令により前面ガラスの内側に貼付等するよう規定している。

また、検査標章の具体的な貼付位置については、今般改正される自動車検査業務等実施要領により自動車の使用者を指導させていただいているため、ご協力をお願いしたい。

なお、同法第66条に違反した場合、同法第109条の罰則が適用される場合がある。

Q 4. 前面ガラス上部が着色されているものはどこに貼れば良いのか。

A 4. 原則として、運転者席側上部で車両中心から可能な限り遠い位置に貼付していくこととなる。このとき、車外前方から検査標章の文字が識別できない場合にあっては、文字が認識できる位置まで下方にずらした位置に貼付願いたい。

Q 5. 車両構造や前面ガラスにドライブレコーダーやETC受信機器等が貼り付けられている車両もあり運転者席側に貼れない場合はどこに貼れば良いか。

A 5. 検査標章の貼付位置については、原則として、運転者席側上部で車両中心から可能な限り遠い位置としたところだが、物理的に貼付できない場合や運転者の視野を妨げる場合は、例外として、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置でも貼付が可能とする。このとき、運転者席から見て後写鏡に隠れない位置に貼付願いたい。

自動車ユーザーの皆様へ

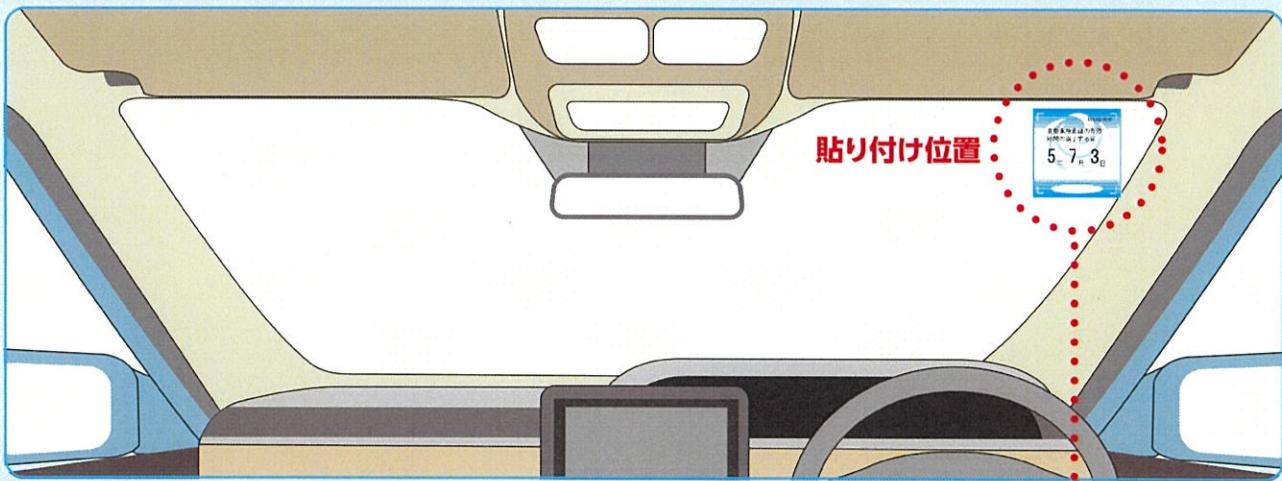
令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いします。

新しい貼り付け位置

(**前方かつ運転者席から見やすい位置**)
運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外: ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



車検ステッカーイメージ

車外前方
から見た
イメージ



車室内
から見た
イメージ



国土交通省 自動車局 整備課